

食料自給率とは

1. 食料自給率とは

食料自給率とは、我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標です。

その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。

品目別自給率

以下の算定式により、各品目における自給率を重量ベースで算出しています。なお、品目別自給率では、食用以外の飼料や種子等に仕向けられた重量を含んでいます。

品目別自給率 = 国内生産量 / 国内消費仕向量

(国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 - 在庫の増加量 (又は + 在庫の減少量))

例) 小麦の品目別自給率 (令和3年度)

= 小麦の国内生産量 (109.7万トン) / 小麦の国内消費仕向量 (642.1万トン) = 17%

総合食料自給率

食料全体について単位を揃えて計算した自給率として、供給熱量 (カロリー) ベース、生産額ベースの2とおりの総合食料自給率を算出しています。畜産物については、輸入した飼料を使って国内で生産した分は、総合食料自給率における国産には算入していません。

カロリーベース総合食料自給率

カロリーベース総合食料自給率は、基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す指標です。

カロリーベース総合食料自給率（令和3年度）
=1人1日当たり国産供給熱量（860kcal）／1人1日当たり供給熱量
（2,265kcal）
=38%

分子及び分母の供給熱量は、「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」に基づき、各品目の重量を熱量（カロリー）に換算したうえで、それらを足し上げて算出しています。

生産額ベース総合食料自給率

生産額ベース総合食料自給率は、経済的価値に着目して、国民に供給される食料の生産額（食料の国内消費仕向額）に対する国内生産の割合を示す指標です。

生産額ベース総合食料自給率（令和3年度）
=食料の国内生産額（9.9兆円）／食料の国内消費仕向額（15.7兆円）
=63%

分子及び分母の金額は、「生産農業所得統計」の農家庭先価格等に基づき、各品目の重量を金額に換算したうえで、それらを足し上げて算出しています。

食料国産率

食料国産率は、我が国畜産業が輸入飼料を多く用いて高品質な畜産物を生産している実態に着目し、我が国の食料安全保障の状況を評価する総合食料自給率とともに、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、

国内生産の状況进行评估する指標です。令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で位置付けられました。総合食料自給率が飼料自給率を反映しているのに対し、食料国産率では飼料自給率を反映せずに算出しています。

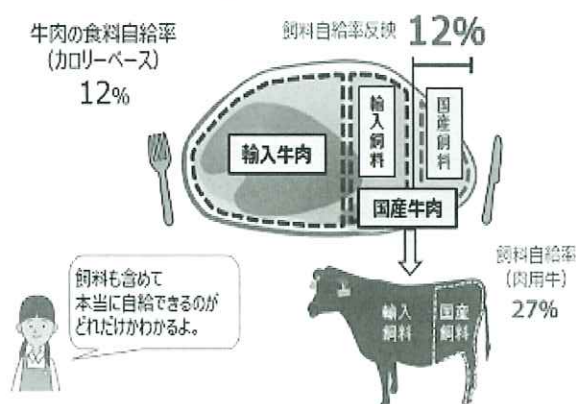
カロリーベース食料国産率（令和3年度）

$$= 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当} \text{り} \text{国} \text{産} \text{供} \text{給} \text{熱} \text{量} (1,071 \text{kcal}) / 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当} \text{り} \text{供} \text{給} \text{熱} \text{量} (2,265 \text{kcal}) = 47\%$$

生産額ベース食料国産率（令和3年度）

$$= \text{食料の国内生産額} (10.8 \text{兆円}) / \text{食料の国内消費仕向額} (15.7 \text{兆円}) = 69\%$$

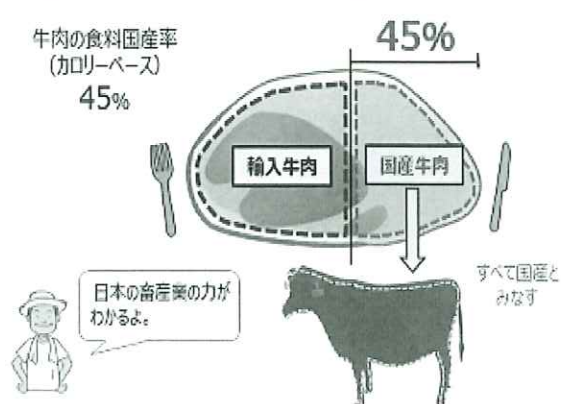
食料自給率（飼料自給率を反映）



- ・国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価できる。
- ・国産飼料の生産努力が反映される。

➤ 我が国の食料安全保障の状況进行评估

食料国産率（飼料自給率を反映しない）



- ・需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映される。
- ・日ごろ、国産畜産物を購入する消費者の実感と合う。

➤ 飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況进行评估

[解説]

上記の図のうち、例えば、牛肉のカロリーベースの食料自給率 12%は国産飼料を用いて生産された国産牛肉をカウントしています。これに対し、食料国産率 45%は飼料が国産か輸入かにかかわらず、国内の畜産農家によって

生産された国産牛肉全体をカウントしています。

すなわち、食料自給率と食料国産率の差（33%相当）は、輸入飼料を用いて生産された国産牛肉の分であることが分かります。

飼料自給率

飼料自給率は、畜産物に仕向けられる飼料が、国内でどの程度賄われているかを示す指標です。

飼料自給率（令和3年度）

＝純国内産飼料生産量（645万TDNトン）／飼料需要量（2,530万TDNトン）

＝25%

分子及び分母の数量は、「日本標準飼料成分表等」に基づき、各飼料の重量をTDN（可消化養分総量）に換算したうえで、それらを足し上げて算出しています。

2. 食料需給表

食料自給率は「食料需給表」に基づいて算出されています。

食料需給表は、我が国で供給される食料の生産から最終消費に至るまでの総量を明らかにしたものであり、FAO（国際連合食糧農業機関）の作成の手引きに準拠しています。

お問合せ先

大臣官房政策課食料安全保障室

ダイヤルイン：03-6744-0487

FAX：03-6744-2396

日本の食料自給率

1.令和3年度の食料自給率

カロリーベースの食料自給率については、小麦、大豆が作付面積、単収ともに増加したこと、米における外食需要が回復したこと等により、前年度より1ポイント高い38%となりました。また、カロリーベースの食料国産率（飼料自給率を反映しない）についても、前年度より1ポイント高い47%となりました。なお、飼料自給率は前年度と同じ25%となりました。

生産額ベースの食料自給率については、国際的な穀物価格や海上運賃の上昇等により、畜産物の飼料輸入額や油脂類・でん粉等の原料輸入額が増加したこと、肉類や魚介類の輸入単価が上昇したこと、米や野菜の国産単価が低下したこと等により、前年度より4ポイント低い63%となりました。また、生産額ベース食料国産率（飼料自給率を反映しない）についても、前年度より2ポイント低い69%となりました。

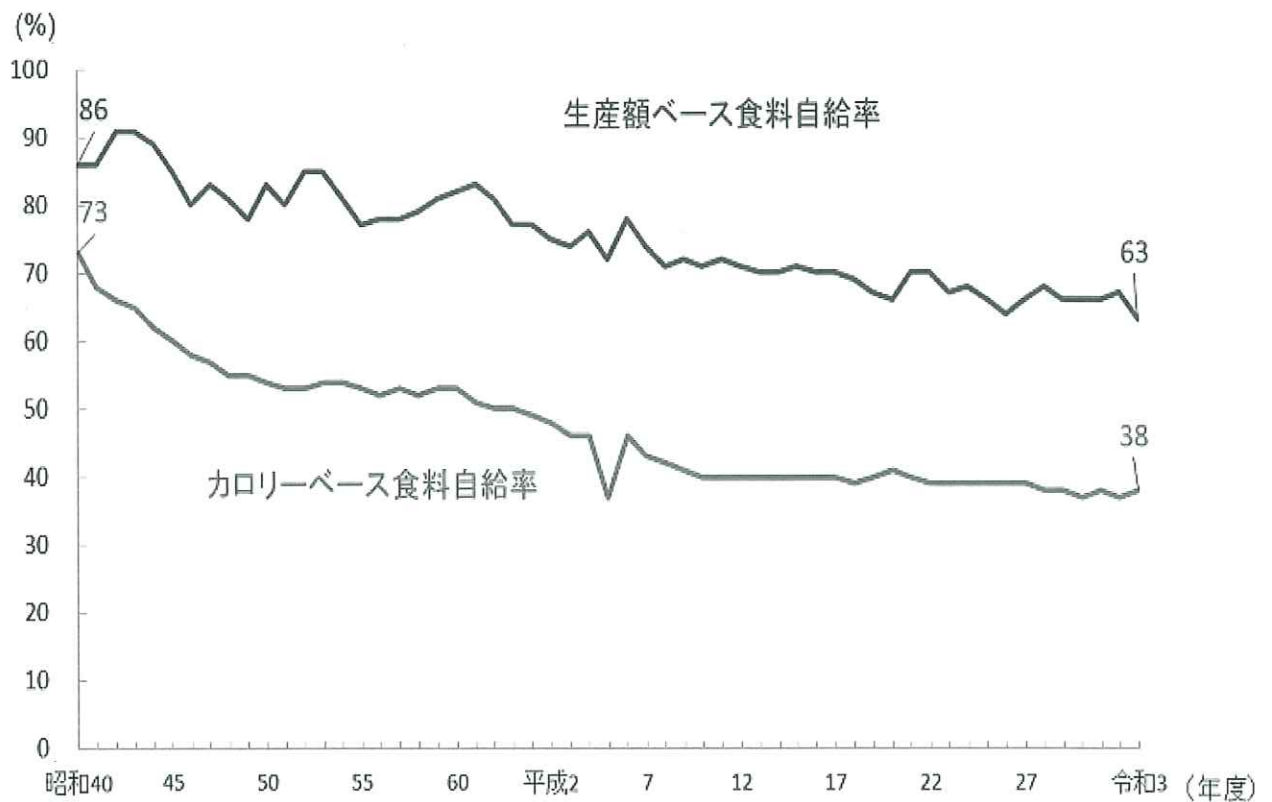
（参考）生産額ベースの食料自給率の分子は、国内生産額（国内生産量×国産単価）から、畜産物の飼料輸入額及び加工食品（油脂類・でん粉・砂糖類等）の原料輸入額を差し引くこととしており、飼料輸入額や原料輸入額が増加すると、生産額ベースの食料自給率は低下します。

[令和3年度食料自給率について\(PDF：551KB\)](#)

2.食料自給率の推移

我が国の食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきましたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移しています。

昭和40年度以降の食料自給率の推移



総合食料自給率（カロリー・生産額）、品目別自給率等(EXCEL：52KB)

3.食料自給率の目標

令和12年度までに、カロリーベース総合食料自給率を45%、生産額ベース総合食料自給率を75%に高める目標を掲げています。また、飼料自給率と食料国産率についても併せて目標を設定しており、飼料自給率と食料国産率の双方の向上を図りながら、食料自給率の向上を図っていきます。

食料・農業・農村基本計画における食料自給率等の目標

		平成30年度(基準年度)	令和12年度(目標年度)
法定 目標	供給熱量ベースの 総合食料自給率	37%	45%
	生産額ベースの 総合食料自給率	66%	75%

飼料自給率	25%	34%
供給熱量ベースの 食料国産率	46%	53%
生産額ベースの 食料国産率	69%	79%

食料自給率等の目標は、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で定められています。

お問合せ先

大臣官房政策課食料安全保障室

ダイヤルイン：03-6744-0487

FAX：03-6744-2396

その 10 : 魚介類の自給率

1. はじめに

魚介類は、周囲を海に囲まれた我が国にとって食生活とのかかわりが深い存在です。近年「魚離れ」が進み、平成 23 (2011) 年度には、肉類の消費量に逆転されていますが、食文化を語る上でも魚介類は欠かせない食材であり、また、近年は健康面からも注目を集めています。

今回は魚介類の生産・消費の動向と自給率について、私たちの食生活の変容も交えてご紹介していきます。

2. 寿司にみる魚介類消費

我が国で魚介類の代表的な食べ方としてまず思い浮かぶものは、寿司ではないでしょうか。寿司は老若男女、外国人にも人気で、外食でも家庭でも口にする機会が多いと言われています。回転寿司のネタの人気ランキングなども様々な形で取り上げられていますが、サーモン、ぶり、まぐろ、えび等が上位に入る傾向があるようです。

一方で、これらの人気上位の魚種は、輸入が多いという特徴があります。例えばサーモンは、輸入魚介類の中で最大であり、主にノルウェーやチリで養殖されたものが輸入されています。まぐろは台湾や韓国、えびはインドやベトナムなどから輸入されています。

そして、これらの魚介類は、昔から消費が多かったというわけではありません。物流網や冷凍技術が発展したことにより、鮮度が重要な魚介類を遠方まで輸送できるようになったことも大きく影響しているのです。時代とともに姿を変えてきた魚介類の消費の姿を紐解いていきましょう。

3. 魚介類の消費の姿の変化

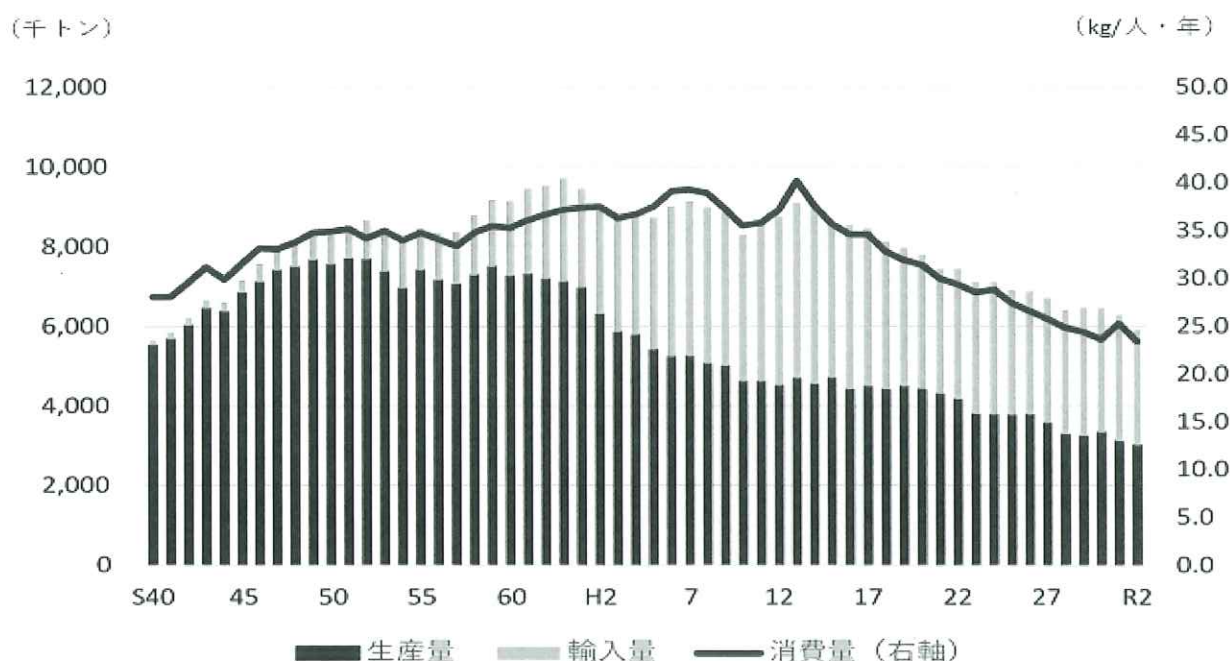
まず、一番古いデータから見てみましょう。昭和 40（1965）年度の国民 1 人 1 年当たりの魚介類の消費量（※ここでは骨や皮、内蔵等を除いた食べられる部分を示す「純食料」を用います）は、28.1kg でした。この時代は、まだ物流網が発展途上で、国内で供給される魚介類のほとんどは国内で水揚げされたものであり、食用魚介類の自給率は 110%（※ちなみに 100%を超える部分は、主に缶詰に加工して輸出向けに）でした。当時の食卓では、あじ、いか、さば、かれい、まぐろが購入量の上位となっていました。

昭和 55（1980）年度になると、高度経済成長による所得水準の向上等から 1 人 1 年当たりの魚介類の消費量は 34.8kg に増加しました。この頃の食用魚介類の自給率は 97% で、国内に供給される魚のほとんどが国内で水揚げされている構図は変化していません。家庭で消費される魚は、いか、まぐろ、さば、かれい、えびの順となり、あじが順位を落とす一方で、まぐろ、ぶり、さんま等の消費が増加しました。

平成 12（2000）年度になると、1 人 1 年当たりの魚介類の消費量は 37.2kg まで増加しましたが、食用魚介類の自給率は 53% となり、国産品と輸入品とで消費を支える構図となりました。家庭における消費量をみると、いか、まぐろ、さけ、えび、あじの順となっており、上位にさけが加わっています。魚介類の消費は翌年（平成 13（2001）年度）に 40.2kg となり、ピークを迎えました。

最新のデータである令和 2（2020）年度を見ると、1 人 1 年当たりの魚介類の消費量は 23.4kg まで大きく減少しました。食用魚介類の自給率は 57% であり、国産品（301 万トン）と輸入品（289 万トン）のそれぞれが消費を支える構造は、20 年前とあまり変化していません。家庭における消費量では、さけ、まぐろ、ぶり、えび、いかとなっています。比較的調理のしやすい、さけ、まぐろ、ぶりといった特定の魚介類に人気が集中し、それ以外のものが大きく消費を減らすこととなりました。国産魚介類では、まいわし、さば、ぶり等が多く、輸入魚介類ではさけ・ます、かつお・まぐろ、えび等が多くなっています。

(図 1) 魚介類の生産量、輸入量及び 1 人 1 年当たり消費量の推移



出典：農林水産省「食料需給表」

4. 魚介類消費はなぜ減少に転じたのか

平成 13 (2001) 年度をピークに魚介類の消費は減少に転じました。この理由については諸説ありますが、近年の食の外部化・簡便化、価格の上昇などが複合的に絡んだ結果であると考えられています。

魚介類の減少と対照的に肉類が増加したことで、平成 23 (2011) 年度には消費量が逆転することとなりました。

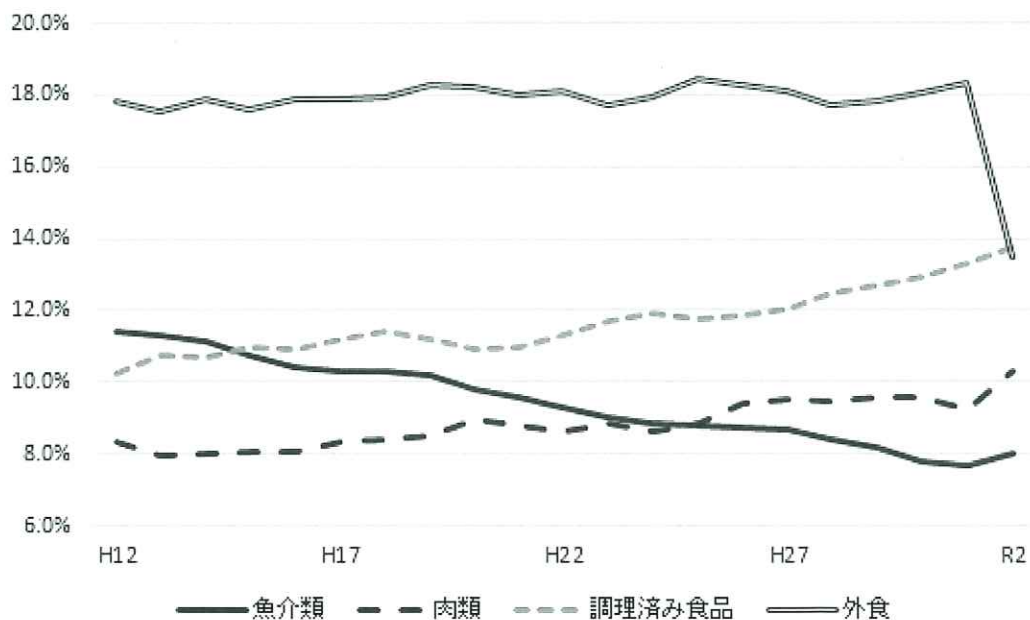
消費者が魚介類よりも肉類を選ぶ理由は、調理が比較的簡便であること、食べやすいことなどがあげられます。核家族化や共働き世帯の増加等により、家庭で調理を行える時間が減少、簡単に調理できるものや、すぐに食べられるものへのニーズが高まりました。惣菜などの調理済み食品に対する支出が増加していることから、このことがうかがえます。後片付けが面倒である、においが部屋に残るといった印象を持たれていることも、魚介類の購入

額や数量を減らす理由になっているようです。

また、魚介類の消費は世代により大きく差があることも特徴の一つで、若年層になるほど消費が少ない傾向があります。これは、食に対する簡便化・外部化志向が強まったことで、家庭において魚食に関する知識の習得や体験等の機会を十分に確保することが難しくなっていることも一因と考えられ、食育の重要性が指摘されています。

また、比較的消費が多い高年層においても、食生活の変化に伴う消費量の減少傾向がみられます。全体的にみると魚介類消費は減少し、肉類消費が増加したことは事実ですが、動物性たんぱく質そのものの摂取量が減少しており、食生活の変化による消費量の減少は、我が国の食料消費全体に影響する共通の課題と考えられます。

(図 2) 家計の食料支出に占める割合



資料：総務省「家計調査」

注：外食には、持ち帰りを含む。

5. 我が国の食文化と魚介類

ここで少し視点を変えてみましょう。島国である我が国の国土面積は狭いですが、海岸線の長さは約3万キロメートルと長く、領海と排他的経済水域の合計は世界有数の広さとなっています。また、日本列島は暖流と寒流がぶつかりあう位置にあり、世界三大漁場に数えられる好漁場に恵まれています。このような立地条件から、近海で様々な種類の魚介類の漁獲が可能であり、地域ごとに多様な魚種を獲ることができます。このため、和食と魚介類の関係は深く、主菜として、あるいはだし等の調味料として、広く活用されてきた歴史があります。

食の外部化・簡便化の進展により消費が減少した結果、かつては世界一であった我が国の魚介類の消費量は、世界のトップ10から外れました。一方で、世界全体の魚介類の消費量は増加を続けており、その理由として輸送技術が発達したこと、都市人口が増加していること、経済発展の進む新興国で肉や魚を中心とした食生活への移行が進んでいることなどが指摘されています。また、魚介類が含む機能性成分（DHA、EPA等）への、栄養面・健康面からの評価が高まったことも一つの要因と考えられています。

こうした中で、これまでに農林水産省では「魚の国のしあわせ」プロジェクト（平成24年8月～令和3年9月）として、消費者に広く魚食の魅力を伝え、消費拡大を図る取組を行ってきました。その一つが「ファストフィッシュ」です。これは、調理が面倒だと敬遠されがちな水産物を、手軽・気軽においしく食べられるようにするため、そのまま食べられるフィッシュナゲットや袋から取り出すだけで食べられる丼の具、手軽に料理に使える国産シーフードミックス等の取組が行われました。

今後はさらに、多様化する市場のニーズに対応し、手軽・気軽に食べられる商品だけでなく、ネットスーパーやコンビニでの魚メニューの充実化や体験要素を加えた魚食普及活動等を提案することによって、魚介類消費の裾野を広げていくことを目指しています。

6. おわりに

今回は魚介類について紹介しました。昨今は、持続的な開発目標（SDGs）が企業や消費者に対して浸透してきています。魚介類は天然資源ですので、資源の持続的な利用や環境に配慮して生産された水産エコラベルの認証を取っている商品の需要も高まっているなど、魚介類を取り巻く環境は日々変化しています。

このような中で、魚介類の自給率が向上し、我が国の水産業が将来にわたって発展していくためには、水産資源の適切な管理に取り組むことに加えて、消費者のニーズに応える魚介類の生産や販売に取り組むことが重要であると考えています。

魚介類が食生活から遠ざかっているとされる昨今ではありますが、この機会に魚介類を取り入れていただければ幸いです。

出典

- 1. (一社) 大日本水産会『男女 1000 人に聞いた食事・調理・魚食動向』
- 2. 厚生省『国民栄養の現状』、厚生労働省『国民健康・栄養調査』
- 3. FAO『Food Balance Sheets』
- 4. 総務省『家計調査』

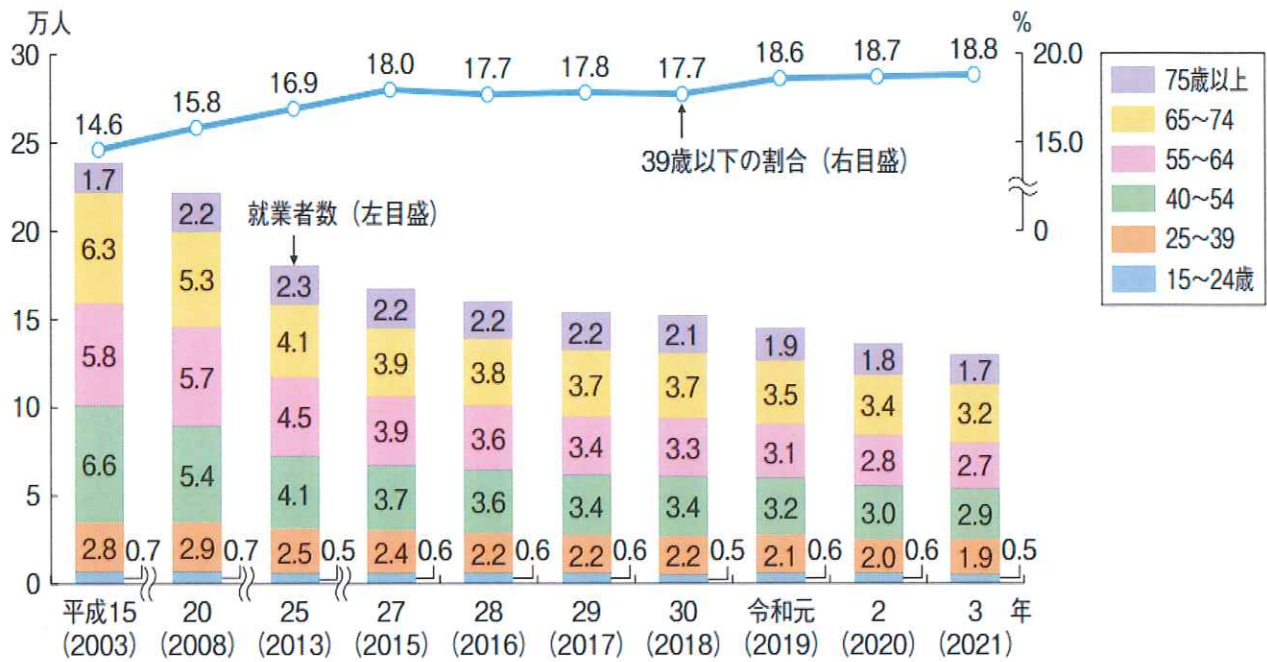
お問合せ先

大臣官房政策課食料安全保障室

ダイヤルイン：03-6744-0487

FAX：03-6744-2396

漁業就業者数の推移

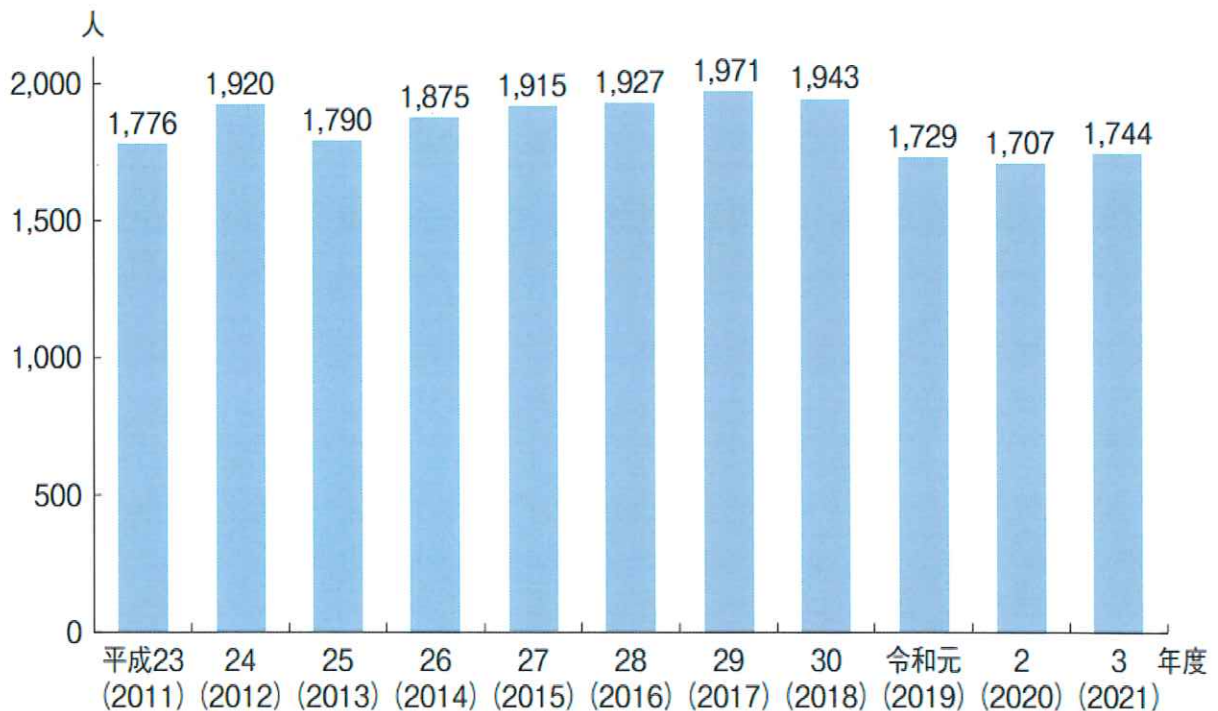


資料：農林水産省「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降）、「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）及び30（2018）年）及び「漁業就業動向調査」（その他の年）

注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計

令和4年度の漁師塾、真珠塾の実施状況について

漁協が取り組む人材育成や就業支援を行う仕組みである漁師塾は、令和4年10月時点で県内12地区に開設されており、これまでに修了した43名のうち21名が漁業に就業しています。

今年度は、南伊勢漁師塾が立ち上がるとともに、畔志賀漁師塾、錦漁師塾、熊野市遊木漁師塾、紀南漁師塾で漁師体験への参加者を継続して募集しています。

1. 錦漁師塾

日時：現在、参加者を募集中。研修の申し込みがあり
次第、日程を調整する
内容：主として魚類養殖の体験を実施する予定

2. 紀南漁師塾

日時：現在、参加者を募集中。研修の申し込みがあり
次第、日程を調整する
内容：定置網漁業と郷土料理体験を実施する予定

3. 的矢漁師塾

志摩市地域おこし協力隊の制度を活用し、これまでに2名の的矢地区でカキ養殖業者としての研修を修了し、そのうちの1名が令和2年10月からカキ養殖業者として独立

4. 畔志賀漁師塾（自営漁師）

日時：現在、参加者を募集中。研修の申し込みがあり次第、日程を調整する
(5月～9月に体験)

※志摩市の3地区（畔名・甲賀・志島）で新規就業サポートや地域での雇用創出に関することに取り組んでいます。新規就業サポートでは、各地区それぞれの方法で研修生を募集し、面接→体験→定期的な勉強会を行っています。



5. 早田漁師塾

内容：新型コロナウイルス感染の影響により、漁師塾開催の判断を行う地区会議を開くことができていない

6. 熊野市遊木漁師塾

日時：現在、参加者を募集中。研修の申し込みがあり次第、日程を調整する
内容：定置網漁業と郷土料理体験を実施する予定

7. 南伊勢漁師塾（マグロ養殖編）

日時：10月29日（土）～10月30日（日）（2日間）

参加者数：8名（県内外の男性）

内容：魚類養殖の次世代を担う人材候補を探すため、2日間の日程で短期研修を開催しました。研修内容はマグロ養殖の陸上及び船上作業やロープワーク、レクリエーションなどであり、県内外の大学生や社会人らが参加し実施されました。

8. 真珠塾（片田校）

日時：5月12日（木）～5月14日（土）（3日間）

参加者数：1名（県外の女性）

内容：真珠養殖の次世代を担い人材候補を探すため、3日間の日程で短期研修を開催しました。研修内容は、真珠養殖の概要を簡単に説明し、その後、貝掃除、挿核を行いました。

9. 真珠塾（立神校）

日時：9月28日（水）～9月30日（金）（3日間）

参加者数：1名（県内の男性）

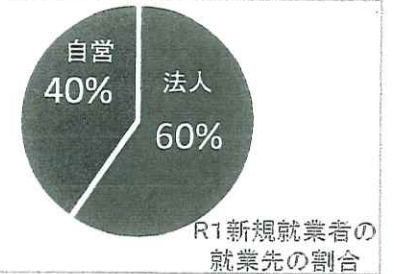
内容：真珠養殖の次世代を担い人材候補を探すため、3日間の日程で短期研修を開催しました。研修内容は、貝の垂下作業、貝掃除、挿核を行いました。

目的

デジタルオンライン技術を活用した漁師育成機関を運営し、既存の漁師塾を補完することで、都市部の若者等を三重県の漁業に呼び込み円滑な着業・定着を支援するとともに、今後、漁業の法人化等に率先して取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。

現状と必要性

- ・今後10年間で漁村の高齢化が進むとともに団塊の世代が漁業から退いていくことで、担い手不足が深刻化
- ・コロナ禍後の新しい生活様式が定着するなかで、デジタルオンライン技術を活用した学習が急速に一般化
- ・都市の若者等を三重の漁業にさらに呼び込むためには、デジタルオンライン技術の活用が有効
- ・地域水産業を維持・継続していくためには、新規漁業就業者の受け皿となる法人化等に取り組み、地域に波及させられる漁業者を育成することが必要



オンライン漁師育成機関(みえ漁師Seeds)構築・運営

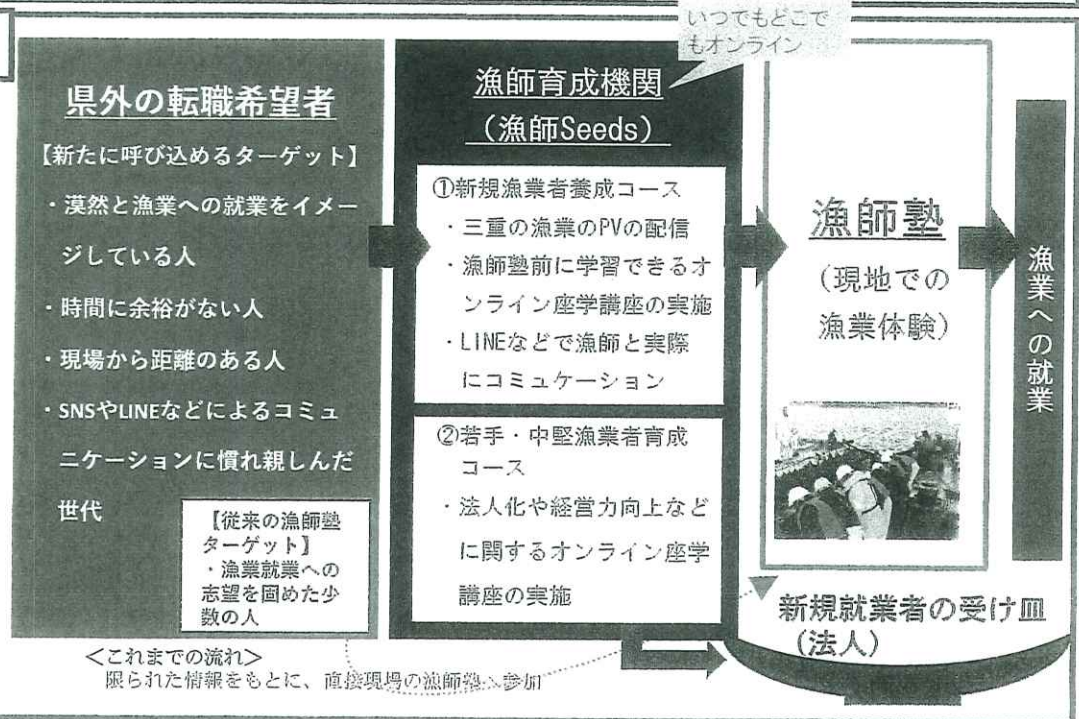
事業内容

- 関係機関等と連携し、オンライン漁師育成機関の構築、運営を実施
- ①漁業への就業を考えている都市の若者等が時間・場所にとらわれず閲覧できる県内漁業紹介動画やオンライン座学コンテンツの作成
 - ②若手・中堅漁業者を対象とした、経営力の向上や漁業の法人化等に関するオンライン座学コンテンツの作成

<既存の漁師塾との関係>

時間や場所にとらわれないオンライン漁師育成機関で、都市部の若者等が十分に知識を習得した後に、既存の漁師塾で技術を習得することで、即戦力人材の育成が可能となり、三重県の漁業への円滑な着業・定着が促進されます。

※既存の漁師塾は、漁業現場における技術指導に特化した形で引き続き実施



事業の効果

- 都市部の若者等が気軽に受講できるオンライン漁師育成機関を構築し、運営することで、担い手確保の間口が広がるとともに、事前に十分な知識を得たうえで漁師塾などに挑むことが可能となるためより多くの新規漁業就業者の着業につながります。
- 若手・中堅漁業者を対象としたオンライン座学講座を実施することにより、新規漁業就業者の受け皿となる法人経営体の増加につながります。

令和4年度新規就業者支援制度一覧

	事業名	事業対象者・条件	事業内容	備考
志摩市	新規漁業就業者支援補助金	志摩市に在住し、新規に漁業を始めた漁業協同組合から証明された、1年以上漁業を継続予定の者。	新規就業した漁業者(個人)が、漁業を始めるにあたり必要な漁船や漁業資材等をの購入費用の一部を補助する。補助対象経費の2分の1以内 上限30万円 1人1回	新設
南伊勢町	一次産業後継者等育成投資事業補助金	新規漁業就業者を受け入れる町内漁業者	新規漁業就業者の長期研修(1年程度)を実施する受入漁業者に対して、研修受け入れにかかる費用を支援する。期間:1年間(最大2年間) 金額:1,500,000円/年	新設
大紀町	新規漁業就業者支援補助金	三重外湾漁業協同組合	漁協が行う新規漁業就業者支援(漁具の貸与)の為に漁具購入に対する補助。	新設
尾鷲市	尾鷲市漁業体験教室	おおむね40歳以下の方	定置網漁業の体験	
	漁業後継者確保支援整備事業補助金	(公財)三重県農林水産支援センターが実施する短期漁業研修を受講した者など。	漁業研修への研修支援費の支給	
	漁師育成機関運営支援事業補助金	市内の漁業協同組合	「漁師塾」の運営等、漁協が運営する漁業就業希望者の自立支援を目的とした事業に対する補助。	
熊野市	漁業担い手対策事業費補助金	漁業に従事するIJターン者	24ヶ月間を最長に、上限2万円の家賃援助を行う。	
紀宝町	農林漁業就業支援金	おおむね40歳以下の専業漁業者	新規就業者に対し、初期経営及び就業活動の支援を行う。期間:3年間 金額:1年につき 200,000円	
三重県農林水産支援センター	就業促進研修事業	長短期研修実施者	【事業概要】 ・50歳までの就業希望者に対して長短期研修を行う漁家等に、受け入れにかかる経費の一部を支給する。 ・長期研修は2ヶ月～10ヶ月、短期研修は2日間以上7日以内とする。 【支援内容】 短期研修の場合、研修助成額は5,000円/日(宿泊を伴う場合は別途に上限6,000円/日)(傷害保険代含む)。 長期研修の場合、30,000円/月(傷害保険代含む)。	
	新規就業者受入環境整備事業	長期研修受入事業体	【事業概要】 ・長期研修を開始する者を受け入れる事業体に対し、その研修開始者の住宅手当の一部を助成する。 ・研修開始者が入居を予定する住宅等の改築費用の一部を助成する。 【支援内容】 対象期間 最長10ヶ月を上限 助成額 家賃の1/3以内かつ15,000円/月を上限または、改築費の1/2以下かつ150,000円を上限。	
三重県	漁師塾の取組支援	漁業協同組合や市町等が開設する「漁師塾」	・「漁師塾」の新たな取組の実施に際して、法令順守や安全性の確保等に必要な用具導入を支援する。(救命胴衣、合羽等の消耗品の貸与)	
水産庁	経営体育成総合支援事業のうち長期研修支援事業	長期研修受入事業体	【事業概要】 新規就業者の定着促進のため、漁業の就業に向けて漁業現場での長期研修を行う際に、研修生の指導者に研修経費を助成します。 【支援内容】 (雇用型) 上限141千円/月(最長1年) (幹部養成型) 上限188千円/月(最長2年) (独立型) 上限282千円/月(最長3年)	

18

長期研修支援制度の概要

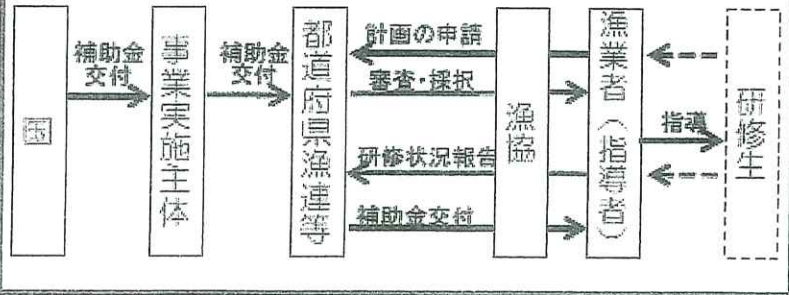
○ 新規漁業就業者の漁業現場での長期研修を支援

就業・定着段階を支援

漁業者が新規就業希望者を雇用して漁業現場で実施する研修に対して指導費等を支援

支援体系	指導費(月最大)	支援期間(最大)
雇用型	14.1万円	1年間
雇用型 (幹部養成型)	18.8万円	2年間
独立型	28.2万円	3年間

交付ルート



受け入れ漁業者に対する主な要件

- 1 研修生に対し漁ろう技術を教授できる十分な能力を有すること。
- 2 研修生との関係が3親等以内でないこと。
- 3 過去に受け入れた研修生の漁業からの離職率が雇用型の場合原則として50%未満、独立型の場合原則として70%未満であること。
- 4 研修生との間に雇用契約を締結すること。

研修生に対する主な要件

- 1 過去に累積1年以上、漁業への就業経験が無いこと。
- 2 独立・自営を目指す者の場合、独立後の営漁計画について、漁連等の認定を受けていること。
- 3 研修修了後、雇用型の場合は受け入れ先で引き続き漁業に従事すること。独立型の場合は受け入れ地域で独立・自営すること。

定着率向上に向けた取組

研修開始後5年間の定着状況や離職した場合にはその理由などを調査しフォローアップ。

⇒過去に受け入れた研修生の定着率等が受け入れを基準を満たさない場合は新規受け入れ不可。

⇒研修生が一人でも離職している場合は改善計画の提出を義務づけ。

19

沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況の推移

沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得は 1,141 千円

(単位：千円)

	平成26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3年 (2021)
事業所得	2,149	2,821	2,530	2,391	2,047	1,875	1,347	1,338
漁労所得	1,990	2,612	2,349	2,187	1,864	1,689	1,124	1,141
漁労収入	6,426	7,148	6,321	6,168	5,794	5,664	5,121	5,412
漁労支出	4,436 (100.0)	4,536 (100.0)	3,973 (100.0)	3,981 (100.0)	3,930 (100.0)	3,975 (100.0)	3,997 (100.0)	4,271 (100.0)
雇用労賃	562 (12.7)	671 (14.8)	494 (12.4)	581 (14.6)	557 (14.2)	532 (13.4)	499 (12.5)	531 (12.4)
漁船・漁具費	359 (8.1)	392 (8.7)	289 (7.3)	284 (7.1)	298 (7.6)	311 (7.8)	345 (8.6)	339 (7.9)
修繕費	344 (7.8)	358 (7.9)	396 (10.0)	342 (8.6)	350 (8.9)	326 (8.2)	355 (8.9)	397 (9.3)
油費	867 (19.5)	717 (15.8)	601 (15.1)	620 (15.6)	675 (17.2)	693 (17.4)	575 (14.4)	668 (15.6)
販売手数料	420 (9.5)	484 (10.7)	432 (10.9)	409 (10.3)	382 (9.7)	382 (9.6)	365 (9.1)	375 (8.8)
減価償却費	610 (13.7)	595 (13.1)	568 (14.3)	586 (14.7)	541 (13.8)	570 (14.3)	645 (16.1)	678 (15.9)
その他	1,274 (28.7)	1,319 (29.1)	1,193 (30.0)	1,159 (29.1)	1,127 (28.7)	1,161 (29.2)	1,213 (30.3)	1,282 (30.0)
漁労外事業所得	159	209	181	204	183	186	223	196

資料：農林水産省「漁業経営統計調査」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注：1) 「漁業経営統計調査」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を用いる経営体数で加重平均した。()内は漁労支出の構成割合(%)であり、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2) 「漁労外事業所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。漁労外事業収入は、漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。

3) 令和2(2020)年以前は、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。

4) 漁家の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。

5) 漁労収入には、制度受取金等(漁業)を含めていない。

20

海面養殖経営体（個人経営体）の経営状況の推移 海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は4,960千円

(単位：千円)

	平成26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3年 (2021)
事業所得	5,536	8,416	10,293	11,950	7,919	5,225	5,473	5,156
漁労所得	5,407	8,215	10,036	11,655	7,631	4,907	5,269	4,960
漁労収入	25,537	30,184	32,928	36,629	32,506	30,336	30,891	31,765
漁労支出	20,129 (100.0)	21,969 (100.0)	22,892 (100.0)	24,974 (100.0)	24,875 (100.0)	25,429 (100.0)	25,622 (100.0)	26,806 (100.0)
雇用労賃	3,166 (15.7)	3,305 (15.0)	2,647 (11.6)	2,936 (11.8)	3,331 (13.4)	3,615 (14.2)	3,741 (14.6)	3,860 (14.4)
漁船・漁具費	997 (5.0)	1,036 (4.7)	1,050 (4.6)	1,046 (4.2)	986 (4.0)	1,032 (4.1)	1,055 (4.1)	1,276 (4.8)
修繕費	1,143 (5.7)	1,299 (5.9)	1,467 (6.4)	1,651 (6.6)	1,552 (6.2)	1,396 (5.5)	1,620 (6.3)	1,661 (6.2)
油費	1,311 (6.5)	1,122 (5.1)	1,002 (4.4)	1,202 (4.8)	1,317 (5.3)	1,278 (5.0)	1,253 (4.9)	1,472 (5.5)
餌代	3,644 (18.1)	4,270 (19.4)	5,264 (23.0)	5,624 (22.5)	4,750 (19.1)	5,823 (22.9)	5,448 (21.3)	4,863 (18.1)
種苗代	1,328 (6.6)	1,523 (6.9)	1,519 (6.6)	1,522 (6.1)	1,505 (6.0)	1,286 (5.1)	1,237 (4.8)	1,027 (3.8)
販売手数料	751 (3.7)	962 (4.4)	1,220 (5.3)	1,258 (5.0)	1,157 (4.7)	987 (3.9)	1,079 (4.2)	1,357 (5.1)
減価償却費	2,368 (11.8)	2,537 (11.5)	2,681 (11.7)	2,813 (11.3)	2,874 (11.6)	3,324 (13.1)	3,395 (13.3)	3,645 (13.6)
その他	5,421 (26.9)	5,915 (26.9)	6,042 (26.4)	6,921 (27.7)	7,403 (29.8)	6,688 (26.3)	6,795 (26.5)	7,643 (28.5)
漁労外事業所得	129	202	257	295	288	318	204	196

資料：農林水産省「漁業経営統計調査」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

- 注：1) 「漁業経営統計調査」の個人経営体調査の結果を基に、「漁業センサス」の養殖種類ごとの経営体数で加重平均した。()内は漁労支出の構成割合(%)であり、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2) 「漁労外事業所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。漁労外事業収入は、漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。
- 3) 漁家の所得には、事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。
- 4) 平成28(2016)年調査において、調査体系の見直しが行われたため、平成28(2016)年以降海面養殖漁家からわかめ類養殖と真珠養殖が除かれている。
- 5) 漁労収入には、制度受取金等(漁業)を含めていない。

令和5年度

漁業者・漁業者グループが活用できる
事業の手引き

令和5年8月

三重県農林水産部水産振興課

漁船リース事業（水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業）
（三重県漁船リース事業協会）

経営

中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船(中古または新船)を三重県漁船リース事業協会(以下「協会」という。)が購入し、リース方式で中核的漁業者に貸与します。

【事業の概要】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核的漁業者として認定を受けた者に対して、協会が漁船をリース ・ リース期間は 20 トン未満の FRP 製漁船で 5 年以上 ・ リース料は、漁船価格（税込）から国の助成金を除いた金額を、年割で支払 ・ リース終了後は、借受漁業者に無償譲渡
支援対象者	<p>支援対象者は、下記の要件を満たす者として、浜の活力再生広域プランにおける広域水産業再生委員会で認定された中核的漁業者であって、所得の向上等の取組目標に向けた具体的な計画を協会に提出し、水産庁長官の承認を受ける必要があります。</p> <p>●中核的漁業者認定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人経営体の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 55 歳未満（ただし 45 歳未満の後継者が確保されている場合は可） ・ 5 年以内に漁業所得を 10%以上向上させる取組を実施すること ○法人経営体の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、償却前利益が確保されている経営体 ・ 5 年以内に償却前利益を 10%以上向上させる取組を実施すること ○個人・法人に共通の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 率先して広域浜プランおよび関連する浜プランに定められた取組を実践すること ・ 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること ・ 漁業法等の関係法令及び関係規則等を遵守していること ・ 過去 1 年間に海事関係法令違反による死亡災害が発生していないこと
助成金額	漁船価格（税抜）の 1 / 2（国基金事業）
公募時期	令和 4 年度補正事業（令和 5 年申請分）は、公募終了（次年度以降は未定）
問い合わせ先	所属漁協 三重県漁船リース事業協会（TEL 059-269-5650）
URL	—
県庁担当部署	水産振興課 水産経営班（TEL 059-224-2606）

新リース事業（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）
（三重県漁船リース事業協会）

経営

漁業者自らが行う収益性の向上と適切な資源管理又は漁場改善を両立させる取組に必要な漁船（原則中古船）、漁網、漁具等を三重県漁船リース事業協会（以下「協会」という。）が購入し、リース方式で貸与します。

【事業の概要】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる漁業者が加入する地域委員会が「地域水産業成長産業化計画（地域計画）」を策定し、その計画達成のために必要な漁船・漁網・漁具等を協会がリース ・リース対象品目は減価償却資産として計上できるもの（消耗品不可） ・リース期間は法定耐用年数以上（中古船は5～12年以上、漁具等は3年以上、5年以上など品目によって異なる） ・リース料は、リース対象品目の価格（税抜）の1/2を、年割で支払 ・リース終了後は、借受漁業者に無償譲渡 <p>※原則、単年度で完了</p>
支援対象者	<p>対象となる漁業者が加入する「地域委員会」（事務局：漁協）を立ち上げ、地域計画を策定する必要があります。なお、計画は以下の点を満たしている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の漁業者によるグループが参画 ・現在の資源管理計画の取組に追加的な取組を実施 ・高齢の漁業者については55歳未満の後継者がいること ・リース料の返済が可能な漁業者であること ・漁業所得の増加が5年間で10%以上見込めること <p>※養殖業者の場合には、漁場改善計画（漁場利用計画）で対応可能</p>
助成金額	1 / 2（国庫補助事業）
公募時期	令和5年度は公募終了（令和6年度は未定） 詳しくは所属漁協等へご確認ください。
問い合わせ先	所属漁協 三重県漁船リース事業協会（TEL 059-269-5650）
URL	—
県庁担当部署	水産振興課 水産経営班（TEL 059-224-2606）

三重県 活動組織位置図(令和5年度)

・ 12市町
 ・ 28活動組織 (海面23、内水面5)

河川の保全
 (5市町、5活動組織)

ズッと変わらない雲出川を求める協議会
 (新規)

楡田川第一漁業協同組合活動組織

宮川上流の環境を守る会

大内山川の声

銚子川環境保全会

長島活動組織
 三野瀬活動組織

島勝浦活動組織
 白浦活動組織

尾鷲湾藻場再生協議会

九木浦藻場再生協議会
 早田地区再生協議会

三木浦藻場再生協議会

熊野藻場保全活動組織

赤須賀漁業協同組合青壮年部研究会

鈴鹿市浅場保全グループ

マリン塾かわげ

干潟の保全
 (3市町、3活動組織)

答志支所青壮年部
 菅島地区藻場保全活動組織

浦村地区藻場保全活動組織
 石鏡地区藻場保全活動組織

甲賀地区景観環境保全会
 波切地区海岸環境保護協議会

宿浦藻場協議会
 相賀浦漁場環境保全協議会

阿曾浦藻場保全協議会
 奈屋浦藻場保全協議会
 古和浦藻場保全協議会 (新規)

藻場の保全
 (6市町、20活動組織)

きれいで豊かな海の実現に向けた取組

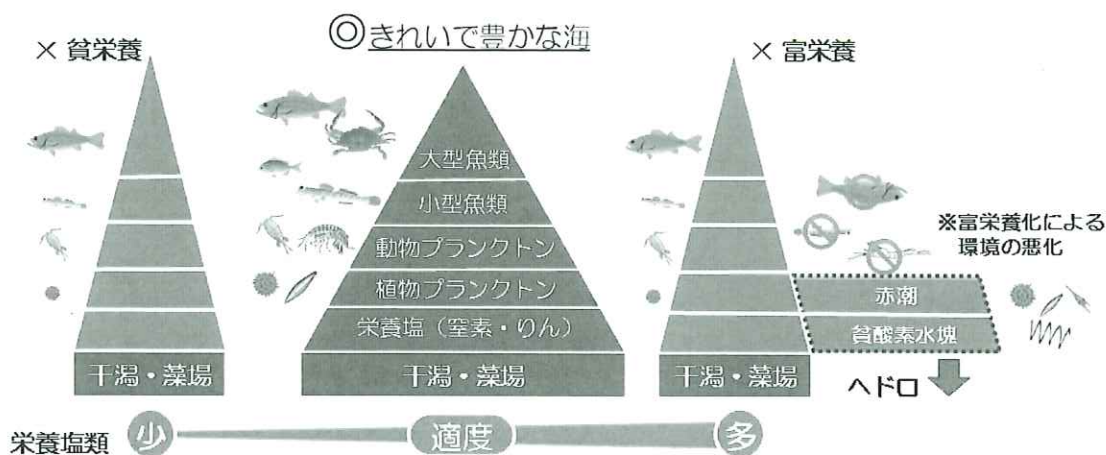
海の生物には、栄養塩類と呼ばれる海水中の適正な窒素・りん濃度と、藻場・干潟などの生物生息環境が大切です。栄養塩類は、量が多すぎると赤潮や貧酸素水塊が発生し被害を引き起こしますが、生態系を支える植物プランクトンの栄養となるため、海の生物には不可欠なものです。また、栄養塩類を豊かな生物生産に繋げていくためには、海域の栄養塩類の管理と生物生息環境の保全再生を両輪で進めていく必要があります。

三重県では、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、関係機関が連携して各種取組を進めます。

目指すべき海の姿

環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」を目指すべき海の姿として定義しました。

そのため、海域の栄養塩類の管理と生物生息環境の保全再生を両輪で進めていきます。



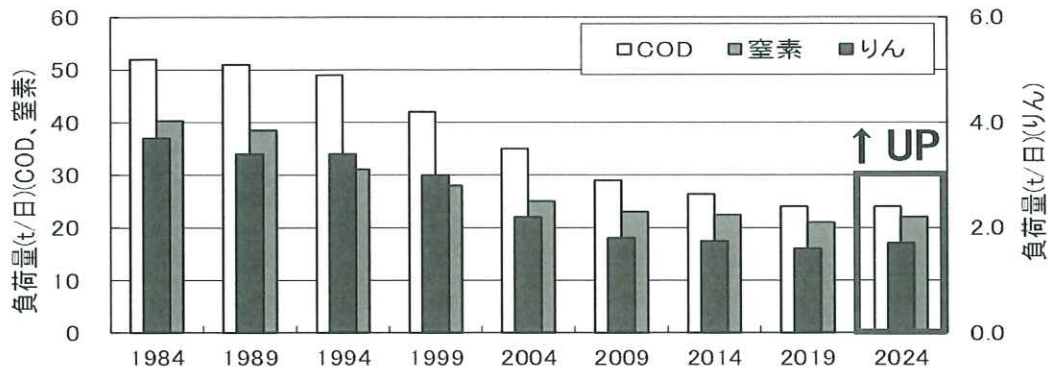
きれいで豊かな海のイメージ

① 第9次水質総量削減計画の策定 (2022年10月)

栄養塩類の減少による生物生産性の低下を改善するため、次の見直しを行いました。

○窒素・りん削減目標量の見直し

これまで削減一辺倒であった、窒素・りんの削減目標量を、近年の伊勢湾の生物生産の低下に配慮し、増加させるよう、見直しを行いました。



削減目標量の見直し

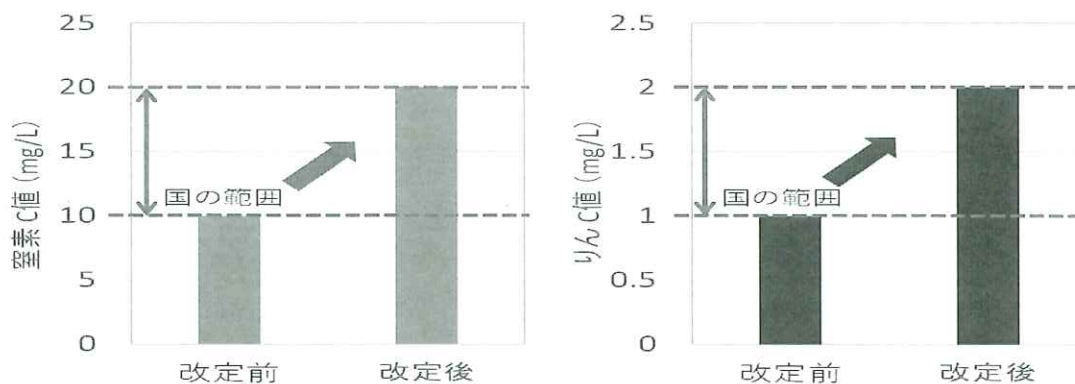
○総量規制基準の改定 (2022年11月) (下水道業の基準値を、国が定めた範囲の上限に見直し)

下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ柔軟に供給できるよう、下水道業の基準について、国が定めた範囲の上限となるよう見直しを行いました。

【基準の緩和】

例) 高度処理施設を有する下水処理場

- ・窒素： 10mg/L (改定前) → 20mg/L (改定後)
- ・りん： 1mg/L (改定前) → 2mg/L (改定後)



下水道業の基準値の改定 (例：高度処理施設を有する下水処理場)

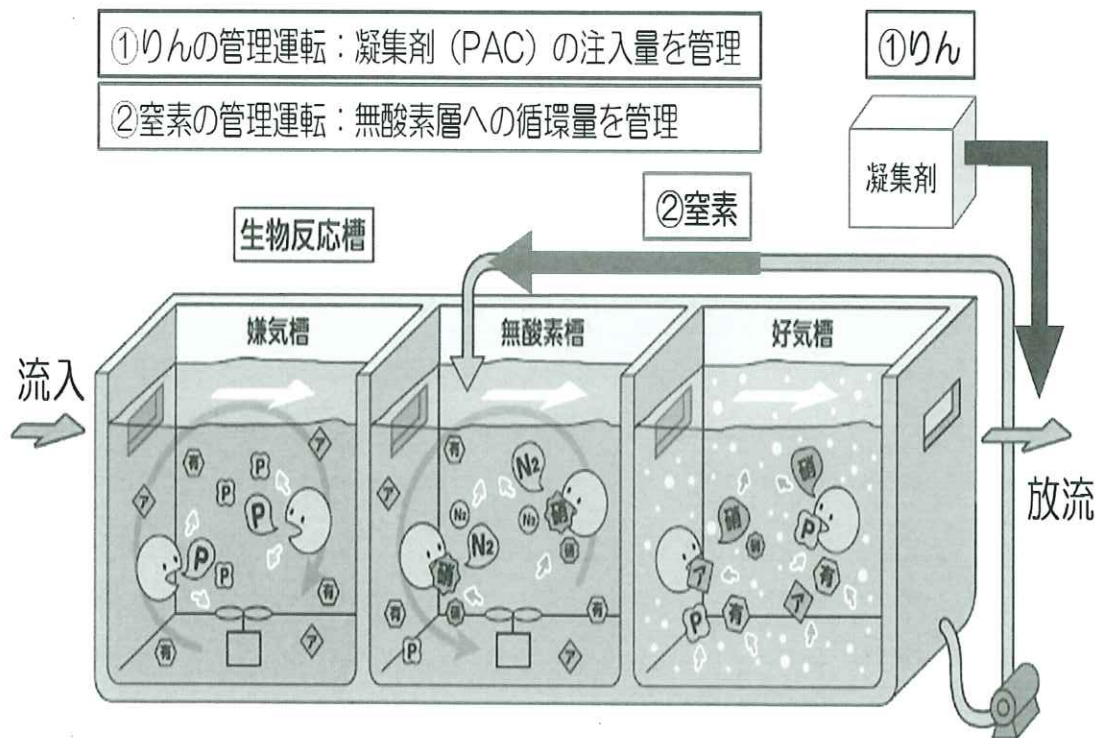
② 下水処理場の栄養塩類管理運転の取組とその効果の検証

○公的機関が管理する下水処理場において、改定基準内で窒素、りんを海域へ供給する栄養塩類管理運転の取組を開始しました。（2022年11月～）

○環境生活部、農林水産部、県土整備部の連携のもと、栄養塩類管理運転の効果の検証を開始しました。（2022年10月～）



三重県の流域下水処理場における栄養塩類管理運転実施場所



下水処理場における栄養塩類管理運転の概要

③ 藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

栄養塩類を湾内の豊かな生物生産に繋げていくため、国等の関係機関と連携して藻場・干潟・浅場等の生物生息環境の保全・再生を推進

- 定期的な藻場、干潟の分布状況調査
- 「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づいた計画的な干潟再生
- 伊勢湾シミュレーターを活用した干潟再生効果の検討など



再生されたアマモ場（御殿場海岸）

④ 事業の進行管理

環境生活部、農林水産部、県土整備部等、関係機関により構成される「三重県きれいで豊かな海協議会」を設置しました。（2022年9月）

関係機関で目指すべき目標を共有し、各種施策の進行管理や効果検証等を行い、今後の施策にフィードバックしていきます。

第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行いました

環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな伊勢湾」を実現するため、水質汚濁防止法に基づき、令和6年度を目標とする第9次水質総量削減計画を定め、令和4年10月21日付けで公告を行いました。また、同計画の目標の達成を図るため、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を設定し、同日付で告示を行いました。

近年、伊勢湾の水質は改善傾向にあるものの、漁獲量の減少に伴い、海域の豊かさの重要性が指摘されるようになってきています。そのため、本計画は、従来の削減一辺倒から、海域の状況に応じた「水環境管理」へと新たな方向性を取り入れた総合的な計画となっています。

1 水質総量削減制度

人口や産業等が集中し、広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質保全を図るため、工場・事業場をはじめ、生活排水等も含めた汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度です。

関係する都府県が総量削減計画を策定し、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量の削減を図ります。三重県では、昭和54年度に第1次総量削減計画を策定以降、8次にわたり汚濁負荷量の削減に取り組んできました。

2 計画の主な内容

(1) 目標量

本計画では、これまで削減一辺倒であった海域への窒素及びりんの汚濁負荷量について、海域の生物生産性を考慮して増加させるなど、当県として初めての見直しを行いました。

(2) 主な取組

○下水処理場の栄養塩類管理運転の試行

公的機関が管理する下水処理場において、窒素及びりんを基準の範囲内できるだけ多く排出するなどの栄養塩類管理運転を試行します。

○藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

海域の栄養塩類を湾内の豊かな生物生産に繋げていくため、藻場、干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出を推進します。

○調査研究の推進と科学的知見の集積・活用

農林水産部や県土整備部との連携のもと、調査研究により、取組の効果検証を実施し、その成果をもとに新たな施策への展開を図ります。

3 総量規制基準

水質汚濁防止法に定める指定地域内の産業系の発生源対策として、同法の規制対象事業場（1日あたりの平均的な排水量が50立方メートル以上であり、伊勢湾流域に放流する場合に限る。）に適用する基準です。

近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業の基準値についてのみ、国が定めた範囲の上限となるよう見直しを行いました。

伊勢まぐろ

高品質のヨコワを仕入れ、こだわりの餌で飼育。

地域復興の星となる自慢のまぐろです

伊勢まぐろを生産しているのは「株式会社ブルーフィン三重」。水産業・地域復興を目的として、三重県漁連をはじめとする県内漁協などの出資により平成23年4月に設立しました。伊勢まぐろ生産は、地元漁師が1尾ずつ丁寧に釣り上げたヨコワを購入するところから始まります。餌は、奈屋浦港で水揚げされたゴマサバやイワシなどの新鮮な近海魚と、株式会社ブルーフィン三重が飼料メーカーと共同研究開発した粉末配合飼料を攪拌したモイストペレットです。このモイストペレットを食べて育つ伊勢まぐろは、生餌だけで育った魚に比べて生臭さがなく、余分な脂も落ちておいしく仕上がるのが特長です。

地元三重県では、伊勢まぐろをきっかけとして、基幹産業である漁業、そして高齢化の進む地元活性化に取り組むため、産地協議会を発足しました。地元飲食店と協力して伊勢まぐろを使用した「神前丼」などのメニューを開発したり、体験漁業の受け入れなどさまざまな活動に取り組んでいます。

栄養豊富の冷たい海で成長。

味わい深い魅力あふれる味を楽しんで

伊勢まぐろ漁場は、日本のクロマグロ養殖漁場のなかでも最北東に位置します。暖かい黒潮と紀伊山地からのミネラルを豊富に含んだ海水が混ざる恵まれた漁場環境です。加えて、冬場の海水温が低いため伊勢まぐろは余分な脂の少なさが特長。引き締まった身は天然に近い身質です。

出荷の際は、【釣上げ→電気ショック→血抜き→神経除去→内臓・エラ除去→魚体冷却】の行程をわずか3分以内で行っています。また、滅菌した0℃～2℃の冷却海水と砕氷を循環させた魚槽内で、5時間以内に芯温を5℃以下にして冷やし込みをしています。

このような徹底した生産管理によって生産・出荷された伊勢まぐろは、臭みのないコク深い赤身と、さっぱりした脂がのったトロ身がおいしく、なめらかな口どけが絶妙の味です。

伊勢まだい

エサには特産品の海藻や柑橘類、茶葉を使用。

愛情をこめて丁寧な育てられた、自慢の魚です

全国有数の養殖マダイの生産地である三重県。紀伊山地からの恵みと黒潮が
出会う豊かな海で「伊勢まだい」は育ちます。特徴は鮮度を保つ日持ちのよさ
と、脂分を抑えたさっぱりとした味わい。その秘密は、ポリフェノール類を多
く含む、三重県特産の海藻・柑橘類・茶葉の粉末をまぜたエサにあります。丁
寧に育てられた「伊勢まだい」ならではの引き締まった身質と旨みをぜひご賞
味ください。

地域のまたがる養殖業者で生産スケジュール管理することで

1年を通しておいしい伊勢まだいを出荷

三重県南部の南伊勢町から尾鷲市にまたがる 8 地区で伊勢まだいは生産され
ています。養殖方法が異なる小規模養殖業者がグループを組み生産のスケジ
ュールを管理することで、同じ品質のブランド養殖マダイを周年を通して出荷。現
在は 14 経営体の生産者により、年間約 50 万尾の生産体制が築かれています。

伊勢ぶり

かつてブリで栄えた町にピンチが！

三重県大紀町錦地区熊野灘に面する錦湾を有するこの地では、潮通しの良い
漁場環境を活かし、古くからブリ養殖が盛んに行われていました。しかし、時代
の流れとともに、より安定した養殖生産が可能なマダイ養殖への転換が進み、後
継者不足等の要因も加わって、今や錦地区のブリ生産者はわずか 5 名にまで減
少。ブリ養殖廃業の危機がすぐそこまで迫っていました。

ブリ養殖の灯を消してなるものか！新しい挑戦。

このままでは地域の大切な産業であるブリ養殖が廃れてしまう…
ブリ養殖をもっと魅力ある産業にして次の世代へ繋ぎたい…
人生をかけてブリ養殖に取り組んできた生産者の想いを受け、ともに地域漁業の発展を願う三重漁連が一念発起。錦地区の 5 人の生産者ととともに新会社「みえぎょれん養殖株」を設立し、ブリ養殖再興を目指した新しいプロジェクトを開始しました。

新しい協力関係で、安定出荷を

新会社では、出荷前の養殖過程を 5 人の生産者が共同で行うため、それぞれの養殖ノウハウを共有・駆使することで、これまでにない高品質なブリの生産が可能となりました。また、生産者が仕上げた極上のブリを万全の体制で販売できるよう、出荷体制や PR 等も強化。生販一体ならではのスピーディーな対応力で、高品質ブリの安定出荷を目指しました。

独自ブランド「伊勢ぶり」で、ブリ養殖の未来を

さらに、他産地との差別化を図るため、独自ブランドの強化にも着手。試行錯誤の末、県の特産品をブレンドしたエサで育てた三重県ならではの養殖ブリ「伊勢ぶり」が誕生しました。

みえぎょれん養殖株は、ブリ養殖の未来を切り拓くべく、今後も品質向上のための努力を惜しまず、全国の皆様に愛されるブリづくりを行って参ります！

漁業経営セーフティーネット構築事業

【令和5年度予算概算決定額 1,822 (1,822) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 33,000百万円)

<対策のポイント>

燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして、**漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料価格が上昇したときに影響を緩和するための補填金を交付するセーフティーネットを構築**します。

<事業目標>

漁労収入（1千円）当たりのコスト（漁労支出）を10年間で5%削減 [令和11年度まで]

<事業の内容>

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、**漁業者・養殖業者と国が資金を積立**てます。

燃油・配合飼料の価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、**補填金が支払われます**。

補填金は、**漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担**します（燃油については、**国の負担割合を段階的に高めて補填**するほか、各加入者の判断に応じて、**加入者の積立金から付加補填金が支払われます**）。

1. 補填基準

補填金は、**四半期ごとに、当該四半期の燃油又は配合飼料の平均価格が7中5平均値***を超えた場合に支払われます。

*7中5平均値：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値

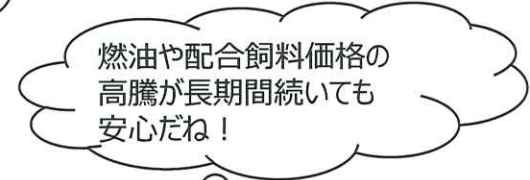
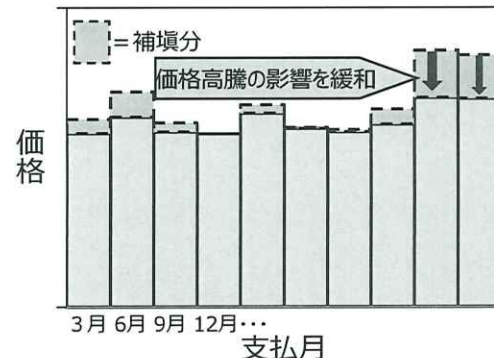
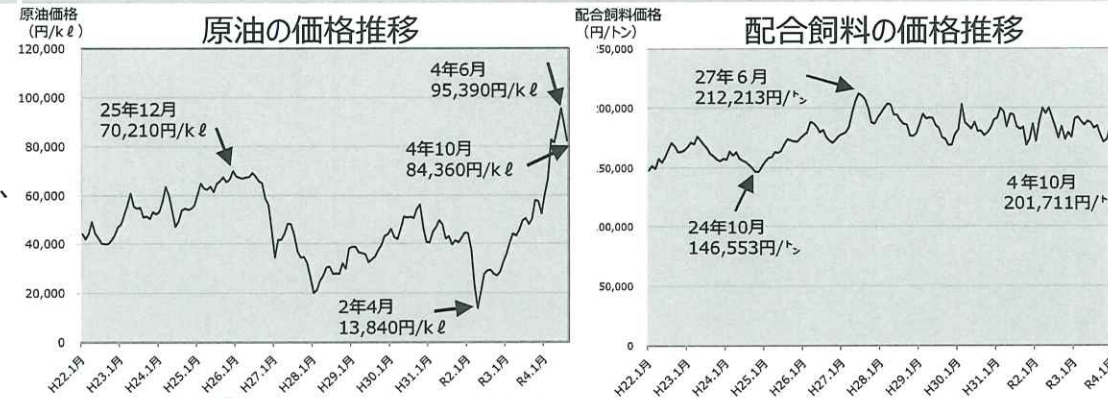
2. 急騰対策

燃油については、**補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払われる**ほか、各加入者の判断に応じて、**加入者の積立金から付加補填金が支払われます**。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (漁業用燃油) 水産庁企画課 (03-6744-2341)
 (養殖用配合飼料) 裁培養殖課 (03-6744-2383)

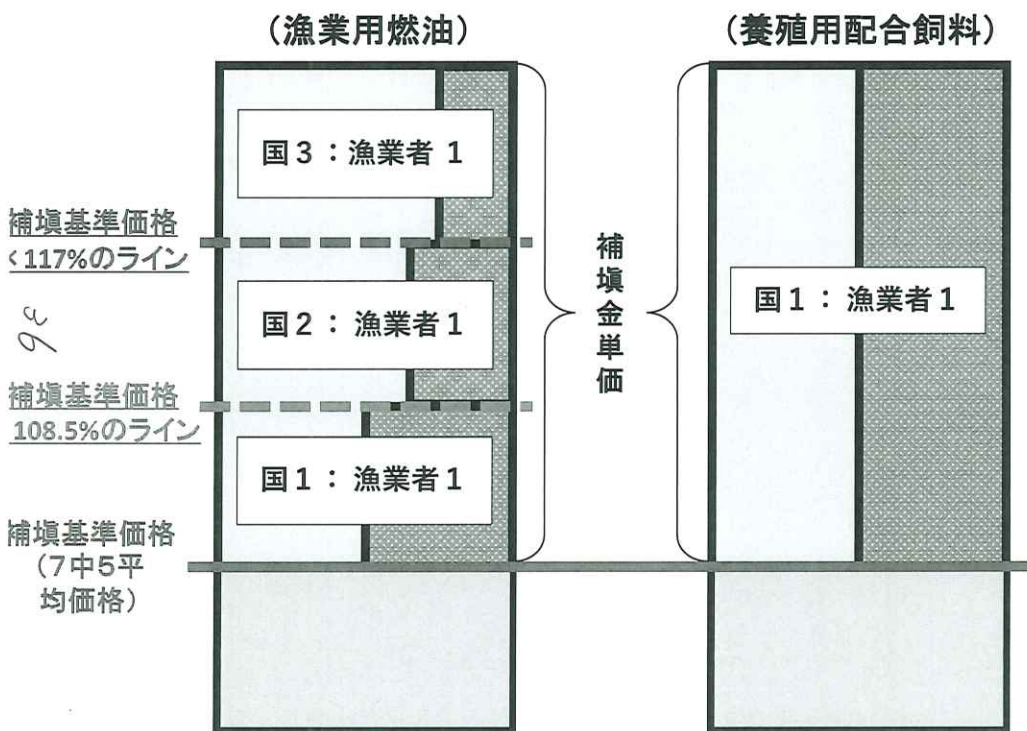
漁業経営セーフティーネット構築事業の補填について

1. 価格差補填金

当該四半期の平均原油・配合飼料価格(注1)が、補填基準価格(注2)を超えた場合に、補填基準価格を超えた分を補填

※ 漁業用燃油については、

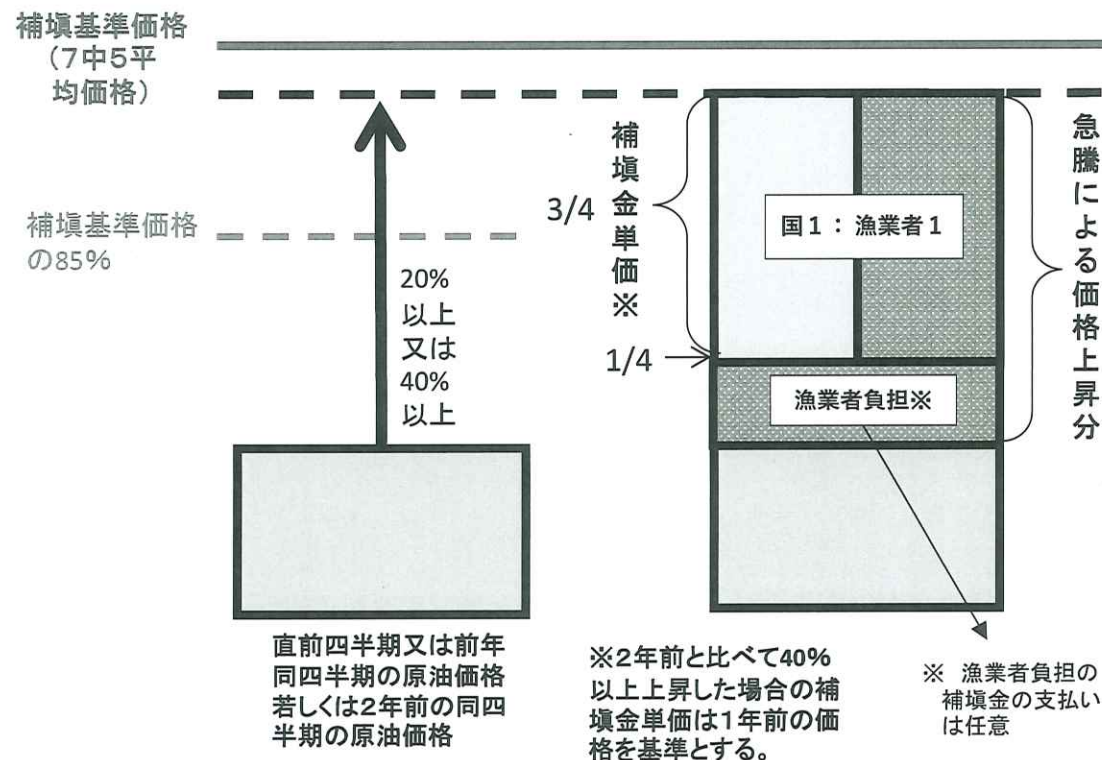
- ・補填基準価格からの超過割合に応じ、国の負担割合が増加
- ・補填金単価に相当する額(10,000円を上限)を漁業者の積立から任意で取崩し



2. 急騰対策補填金(漁業用燃油のみ)

当該四半期の平均原油価格(注1)が補填基準価格(注2)に達していなくても、

- ① 当該四半期の平均原油価格が直前四半期若しくは前年同四半期の平均と比べて20%以上上昇又は当該四半期の平均原油価格が2年前の同四半期と比べて40%以上上昇、かつ、
- ② 補填基準価格の85%以上になった場合に、価格上昇分の3/4を国と漁業者が1:1で負担し、1/4を漁業者が任意で負担し補填



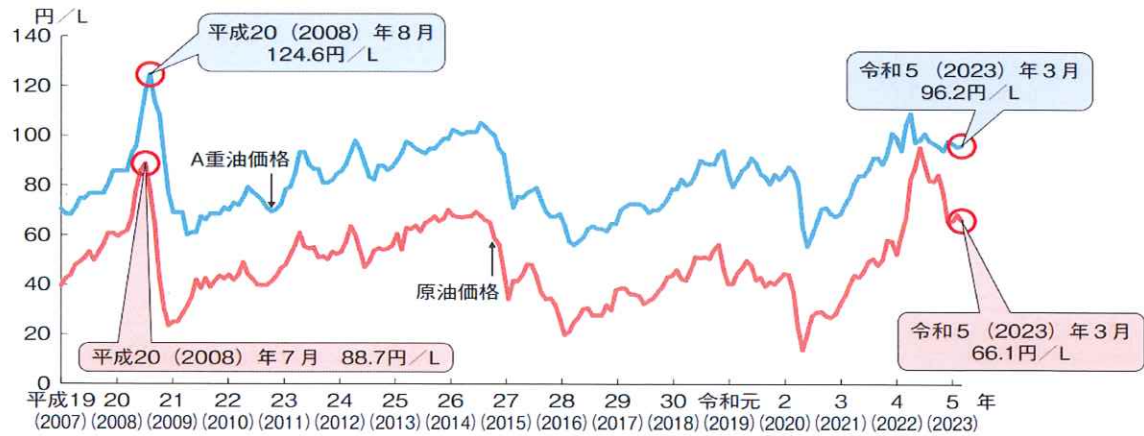
(注1)：当該四半期の平均原油・配合飼料価格：当該四半期における各月の平均原油・配合飼料価格の3ヶ月平均

(注2)：補填基準価格(7中5平均原油・配合飼料価格)：直前7年間(84ヶ月分)の各月の平均原油・配合飼料価格のうち、高値12ヶ月分と安値12ヶ月分を除いた5年間(60ヶ月)分の月平均価格の平均

補填金の算定方法

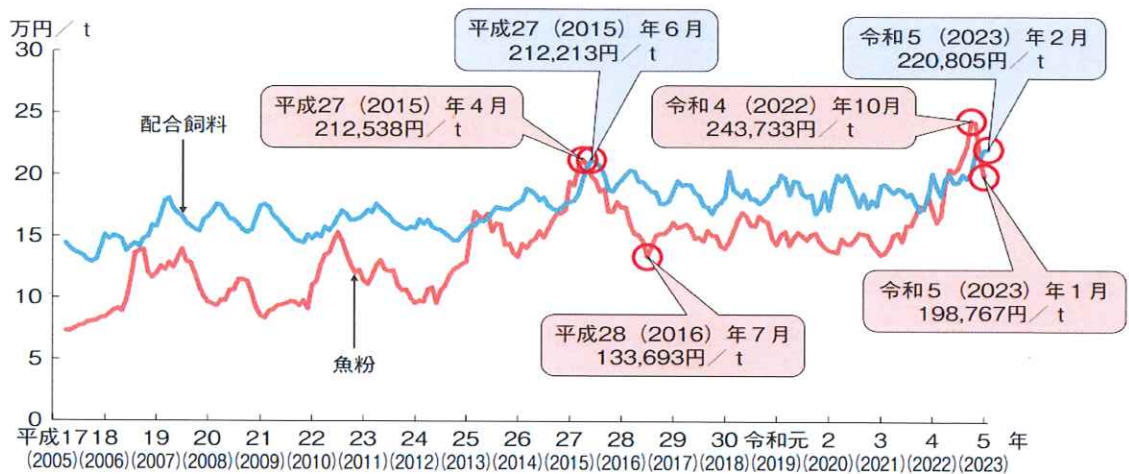
補填金額 = 補填金単価 × 加入者の購入実績数量

燃油価格の推移



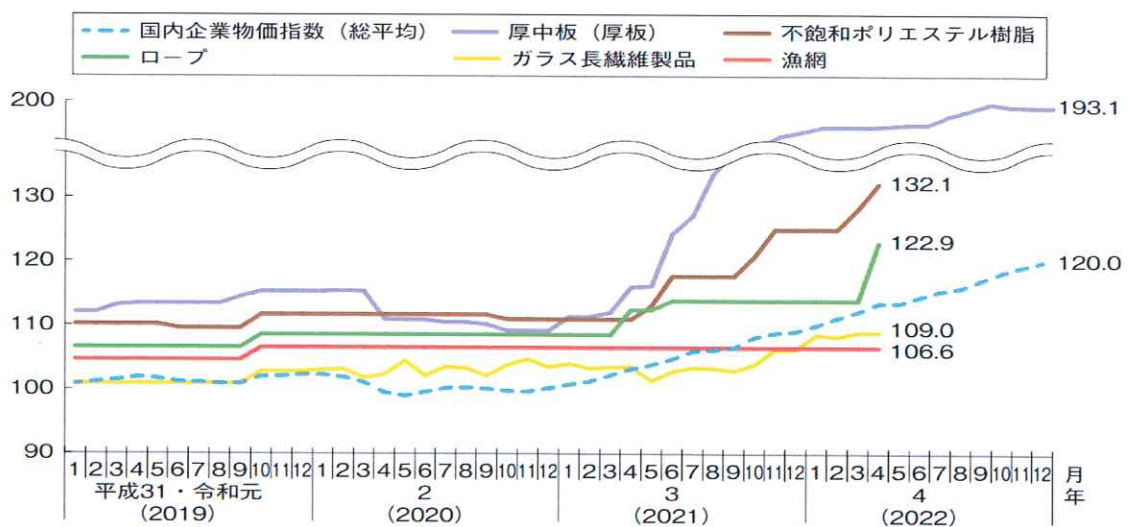
資料：水産庁調べ

配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）

漁業用生産資材価格指数の推移



資料：日本銀行「物価関連統計」に基づき水産庁で作成

注：1）平成27（2015）年の価格を100としたときの各月の指数。

2）漁網、ロープ、不飽和ポリエステル樹脂及びガラス長繊維製品については、令和4（2022）年5月より統計が廃止となった。